

## 第2回ワーキンググループでの意見(参考)

(1) 子家センから児相への連絡・調整について

課題：子家センが児相に対して行う援助要請や送致が円滑に進まない場合がある

①子家センが困っていること

- まだ子家センにできることがあるとの理由で、児相にケースを受けてもらえない時がある
- 受けてもらえるかどうか、児相からの返事に時間を要し、迅速な対応にかけることがある

②お互いに求められること

- 子家センは、児相に関与を求める必要性を明確にする必要があるが、子家センも困って児相に相談しているので、児相も組織として改めて所内協議をし、組織として返してもらわなければならない
- 援助要請や送致を受けてもらえる基準がある程度明確だとよい。チェックリストがあると統一的な判断ができるのでは
- 児相へは口頭で様々な情報で伝えているが、文書でどこまでの内容を児相に上げるかは悩むところ。フォーマットが決まっているとよい
- 子家センが一時保護が必要という送致については受けていると思う。まず援助要請、そこから保護が必要であれば送致とする流れが比較的スムーズではないか。子家センは一時保護の判断はしない、児相で、となると、調査や面接をもう少ししてほしいとなる
- 子家センからの話をうけて、児相は今回は一緒にやりましょうとか、段階的な対応をしていると思う
- 児相が子家センにもう少しやってほしいと思っている部分と、子家センの、ここからは児相でということでのギャップが生じている。人事異動により、積み上げたものがお互い通じずギャップにつながることもある
- オンライン会議などを活用して、電話ではなく複数で共有しながら、お互いにここはどうなのかとアセスメントシートを共有しながらできるような、協議の場の充実化、複数での協議等考えると先に進めるのでは

【区児相から】

- 区児相を開設したからこそ見えることとして、児相と子家センで一緒に行う会議の中で、児相側が子家センに聞き取りをしながらのやり取りをして方針を定めるが、お互いに立場が違ったり見えなかったりするからこそ、うまくいかないこともあるということ
- 子家センの苦しいところは一時保護所が何をするのかのイメージが持てないこと。そもそも子家セン側が一時保護が必要かどうか判断する材料は雑駁なアセスメントシート(国)しかない。保護しないという判断を子家センがするのは不安が残る。子家セン側が判断するためのアセスメントシートのようなものを作りこむ必要がある

③疑義

- 子家センからの送致児童に対し、そのきょうだいの受理がなされない場合がある

## (2) 性的虐待対応に関する子家センから児相への連絡・調整について

課題：児相と子家セン間の役割分担が、東京ルールや共有ガイドライン通りに運用されていない場合がある

### 【共有した現状】

●令和5年12月の刑事訴訟法改正もあり、以前のように子家センに対応を依頼することは児相の現場ではなくなっている認識。一刻も早い児相への連絡と、所属機関や子家センでの子供への聞き取りをしないように依頼している

●周辺調査に関しては、子家センにおいて実施していただきたい

○誰が見ても軽微なケースは子家センで行っている実情はある。迷う場合は児相とコミュニケーションとれればと思う

## (3) 児相から子家センへの連絡調整について

課題：児相から子家センに対して行う送致の実情や、子家センに求める具体的な支援内容についての共有

### ①送致に適したケース ○子家センから ●都児相から

○近隣通告等はスピーディーに地域の方が自転車で駆けつけられる。児相が来た、ということより地域の支援機関が来た、という方が保護者の抵抗も少ない

○母子逃げで、そのまま福祉事務所と連携して支援をつなげたケース、夫婦喧嘩の原因が子供の発達課題にあったケースを発達相談につなげたり、経済的に厳しくて生活保護につなげたケースなど、よりサービスにつながりやすく、地域が支援をする意味があった

○継続的な支援は地域の方が適しており、送致されてくるケースは地域支援が必要だと感じるものが多い

○心理的虐待や泣き声通告、係属ケースや軽微なケース、例えば心理的虐待の延長線上での身体的虐待等は、子家センで受けている

### ②送致を受けて苦慮すること、疑問に思うこと

○警察からの通告ケースでは、保護者から「面接が必要とは聞いていない」と言われ、対応に苦慮することがある

○泣き声通告について、児相で特定できるようなケースについても、不明として送致としているように感じられることがある

### ③児相對応が求められるケース

○夫婦間の激しい暴力や、子供に身体症状が出ている状況が続いているようなケース、また、相談機関の関わりを拒否するケースは、児相が受けてくれるとありがたい

●夫婦喧嘩を繰り返し、何度も送致となるケースは、そろそろ対応が厳しいので児相に入ってもらいたいと言われることもある

### (3) 児相から子家センへの連絡調整について(続き)

#### ④ 児相が心掛けていること

- 近隣通告や警察通告に関し、軽微なもの、また子家セン係属ケースは子家センがOKなら対応をお願いしている
- 子家センに、具体的にしてほしいこと、重点的に対応してほしいことを具体的に話すようにしている
- 双方で把握しているケースでは、送致の連絡の際、今後のケースワークに係る具体的な話をするようにしている

#### ⑤ 協力依頼に関して

○ 家庭復帰前の個別ケース検討会議について、復帰間際での依頼となる場合があり、もう少し在宅支援を並走しながらソフトランディングできるような方策をとれるとよい

- 子家センが協力依頼を受け受理すると児相が終結する場合は、実質主担当変更であり、送致にあたるのではないか
- 協力依頼を受けた後、児相が終結したことを子家センが知らないままのことがあった
- 子家センに受理歴のないケース、長年措置されていた児童の家庭復帰の場合は児相主催で会議開催できないか

### (4) 特定妊婦について

課題：大都市特有の新たな課題への対応が求められる中、切れ目ない支援という観点を考慮する必要がある

○ 児相に情報を上げる際は、保護者に「一時保護になるかもしれない」と説明ができるような状況なのかや、リスク管理や次の状況の段取りを考えながら、早め早めに共有するようにしている

○ 母子保健とのリスク管理やリスク認識について、どうしても母子保健は伴走・寄り添い型となり、児童福祉はそれも大事にしながらもリスク管理の必要性もあるので、こども家庭センター内ですり合わせが必要

- 保健センターの保健師は、社会診断に関しては十分ではないところがある
- 児相はただ情報をもらうだけでなく、どのような支援が必要で、どういうことをした方が良いか助言することが求められる
- 子家センが保護者への聞き取り調査に躊躇し、出産後、児相が緊急対応することになるケースも多い。社会調査において保護者に向き合う経験を重ねることは、スムーズな連携につながる
- 子家センの調査力を保健師と共有して、レベルアップにつなげてもらえるとありがたい
- 個別ケース検討会議の開催や、どこの機関が進行管理を担うのか等、保健センターも含めて、主担当機関をどうするか等、一度議論していった方が良いのでは
- 今は、児相は特定妊婦の情報が入れれば受理をすることになっており、そのことをしっかり全区市町村に周知する必要がある

## (5) 手続きの簡素化

課題：共有ガイドラインに基づく手続きにおける業務負担の現状把握や、DX化を含む効率化に向けた取組の検討

### ① 文書内容の簡略化や電子化などについて

○子家センから出す文書はかなりボリュームがある。簡略化や電子化など工夫できるとよい

○(再掲)児相への情報は口頭でいろいろ伝えているが、文書でどこまでの内容を児相に上げるかは悩むところ。フォーマットが決まっているとよい

●援助要請を依頼したが、結果送致となった場合やその逆の場合において、子家センから児相へ通知書を2種類出してもらっている現状があると思うが、検討の中で一本化して問題ないということになれば、当初の依頼と協議の結果が分かるような様式に変更する等することで、子家センの業務量が軽減されるのではないか

### ② リスクアセスメントシートについて

○リスクアセスメントシートは記入の留意点はあるが、経験が浅い職員にとっては読み解きが難しい

○リスクアセスメントアプリは活用はしていないが、チェック項目について、細かく「こういう状態」という例示があったので、その要素は良かった。また、複数該当するとリスク判定が変わるという考え方があるなら、それを示せると良いか

### ③ 区児相での児相と子家センの連携について

■児相設置区で、児相と子家センで同じシステムを使用し、リスクアセスメントシートを添付するとお互いに見られるようになっている

■児相設置区内で送致をする場合、書式は簡略化し、名前と住所と主訴とケース番号だけを記載し、児相と子家センの共有フォルダに格納し、子家センの方でプリントアウトして押印している

## (6) 制度改正の反映

課題：児福法改正内容について、東京ルールへの反映の必要性について検討が必要

○こども家庭センターを設置済みで、利用勧奨はあるが、利用措置はまだ。サポートプランは作成を行っているが、支援対象者と一緒に作成することが難しい

○サポートプラン作っている家庭でも、子供の意見も反映していきたいが、親の意見が大きくなってしまっている

■こども家庭センターは設置しているが、サポートプラン作成は検討段階

## (7) その他

### ① 児相と子家センの連携の基本的な考え方について

○東京ルールには理念が書かれており、お互いの機能を理解し立場を尊重し、と大事なことが記載されている。解釈の仕方や表現があいまいな部分があり、お互いのコミュニケーションの不足もあり、うまくいかないところもあると思う。基本は理念を大事にしなから、分かりやすく伝え合うこと、そして最終的には組織同士できちんと話ができるとよい

○現場でのやり取りの中で、現場のワーカーが、児相からきつい言い方をされることがあると聞いている。子家セン側に対する意見などがあれば、係長級や課長に伝えてほしい

### ② 用語の使い方について

○警察や児相が使う「要保護児童」「要支援児童」について、運用上の定義を確認したい。

#### 【解説】

・要保護児童は、児童福祉法第6条の3第8項により、「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」と定義されています。

・警察が用いる「要保護児童」も、上記に基づいています。

・要支援児童は、児童福祉法第6条の3第5項により、「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童」と定義されています。

・児童通告に際し、警察と児相間で交わされる『送致・通告児童措置結果通知書』において、警察記入箇所である「送致・通告事由」欄には、「触法、ぐ犯、要保護」の選択肢があり、触法とぐ犯以外の児童通告の場合、「要保護」が選択され、児相に送付されます。そのため、警察からの通告児童について、児相が「要保護による通告」との表現を用い、子家センに説明することがあると推察されます。